

別表1（第4関係）

補助対象車両
<p>青森県バス交通等対策協議会（以下「協議会」という。）等が定めた生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニの全てに適合する車両。</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等をおこなうもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本節による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ロ 主として青森県地域間幹線系統確保維持費補助金の補助対象系統の運行の用に供するもの。</p> <p>ハ 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）</p> <p>ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの。</p>

別表2（第5関係）

補助対象経費
<p>1. 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額とする。</p> <p>2. 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び青森県地域間幹線系統確保維持費補助金の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンステップ型車両：1,500万円</li> <li>・ワンステップ型車両：1,300万円（平成27年度以前の購入については1,700万円）</li> <li>・小型車両：1,200万円（平成27年度以前の購入については1,600万円）</li> </ul> <p>ロ 実費購入予定費（消費税を除く。）から備忘価格として1円を控除した額。</p> <p>3. 補助対象減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p style="text-align: center;">補助対象購入減価償却費に係る車両費の見込額 ×</p> $\left[ \frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用する予定の月数}}{12 \text{ (月)}} \right]$ <p>4. 補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p>5. 特別償却制度の適用を受ける場合にあつては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。</p>